

告 示

埼玉県労働委員会告示第二号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県労働委員会会長 野 崎 正

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「埼玉県県民生活部県政情報センター所長」を「埼玉県総務部文書課長」に改める。

第二十一条中「埼玉県県民生活部県政情報センター」を「埼玉県総務部文書課」に改める。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。